

放送を巡る諸課題に関する検討会
「新たなCAS機能に関する検討分科会」開催要綱（案）

1 背景・目的

規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定）において、「新CAS機能搭載の機器に関しては、故障時などにおいて消費者の負担を低減させる必要があるとの指摘や、スクランブル解除機能と契約者識別機能が一体化されているが、これを分離すべきとの指摘を踏まえて、一方で既に現在の仕様に基づいて本年12月の放送開始に向けて商品開発、設備投資が進んでいることも考慮しつつ、新たなCAS機能の今後の在り方について、消費者を含め幅広く関係者を集めた検討の場を総務省において早期に設置し、検討を促す」こととされている。

上記に基づき、本検討分科会は、「放送を巡る諸課題に関する検討会」（以下「親会」という。）の下に設置される会合として、所要の検討を行うことを目的とする。

2 名称

本検討分科会は「新たなCAS機能に関する検討分科会」と称する。

3 主な検討項目

- (1) 故障時などにおける消費者負担の低減
- (2) コンテンツ保護機能と視聴者制御機能の分離
- (3) 新たなCAS機能の今後の在り方
- (4) その他関連事項

4 構成及び運営

- (1) 本検討分科会の分科会長は、親会座長が指名する。本検討分科会の構成員及びオブザーバーは、分科会長が指名する。
- (2) 分科会長は、必要があると認めるときは、分科会長代理を指名することができる。
- (3) 分科会長代理は分科会長を補佐し、分科会長不在のときは分科会長に代わって本検討分科会を招集する。
- (4) 分科会長は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (5) 分科会長は、必要に応じ、ワーキンググループ等を開催することができる。
- (6) ワーキンググループ等の構成員及び運営に必要な事項については、分科会長が定めるところによる。
- (7) その他、本検討分科会の運営に必要な事項は分科会長が定めるところによる。

5 議事の取扱い

- (1) 本検討分科会の会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他分科会長が必要を認める場合については、非公開とする。

- (2) 本検討分科会の会議で使用した資料については、原則として総務省のホームページに掲載し、公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害する虞がある場合その他分科会長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (3) 本検討分科会の会議については、原則として議事要旨を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。

6 その他

本検討分科会の庶務は、情報流通行政局放送技術課が放送政策課、情報通信作品振興課、衛星・地域放送課とともにいき、必要に応じて関係課と連携して行うものとする。

「新たなCAS機能に関する検討分科会」
構成員・オブザーバー名簿

(敬称略、五十音順)

(分科会長)	なかむら いちや 中村 伊知哉	慶應義塾大学 大学院メディアデザイン研究科 教授
(分科会長代理)	うちやま たかし 内山 隆	青山学院大学 総合文化政策学部 教授
	かっとう じろう 甲藤 二郎	早稲田大学 基幹理工学部 教授
	すえよし わたる 末吉 亙	潮見坂綜合法律事務所 弁護士
	たにがわ しろう 谷川 史郎	東京藝術大学 客員教授
	みお みえこ 三尾 美枝子	キューブM綜合法律事務所 弁護士

(計6名)

(オブザーバー)	一般社団法人衛星放送協会
〃	主婦連合会
〃	公益社団法人全国消費生活相談員協会
〃	一般社団法人電子情報技術産業協会
〃	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
〃	日本放送協会
〃	一般社団法人日本民間放送連盟
〃	株式会社ビーエス朝日
〃	株式会社BS-TBS
〃	株式会社BSテレビ東京
〃	株式会社BS日本
〃	株式会社ビーエスフジ
〃	経済産業省

(計13名)

※上記の他、分科会長は、親会に準じ、必要に応じて放送事業者等にオブザーバー参加を求めることがある。